# 平成29年度から令和3年度までの各決算に基づく 健全化判断比率の修正に関する説明書

三原市

#### 1 修正年度

平成29年度,平成30年度,平成31年度,令和2年度及び令和3年度

#### 2 修正指標

実質公債費比率及び将来負担比率 ※下線のある数値が修正箇所

#### 3 修正原因

#### (1) 実質公債費比率

公営企業に係る一部の繰出基準額が各年度に計上されていなかったため。 令和3年度については、地方債の元利償還金に対する特定財源に誤りがあった ため。

#### (2) 将来負担比率

公営企業に係る一部の繰出基準額が各年度に計上されていなかったため。

#### 4 総括表

(単位:%)

区分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 29 年度決算 健全化判断比率	_	_	7. 0 [7. 0]	35. 5 [35. 3]
平成 30 年度決算 健全化判断比率	_	_	6. 7 [6. 7]	37. 2 [36. 5]
平成 31 年度決算 健全化判断比率	_	_	6. 4 [6. 3]	43. 0 [41. 9]
令和2年度決算 健全化判断比率	_	_	6. 9 [6. 7]	42. 1 [40. 6]
令和3年度決算 健全化判断比率	_	_	<u>7. 9</u> [7. 7]	35. 5 [34. 0]
早期健全化基準	11. 91	16. 91	25. 0	350. 0
財政再生基準	20.00	30.00	35. 0	_

- (注1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」を記載している。
- (注2) [ ]は,修正前の数値
- (注3) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、令和3年度決算における基準

#### 5 実質公債費比率

市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの 3 か年間の平均値である。

(単位:千円)

	区 分	Н29	Н30	Н31	R2	R3
ア	地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源 額) ※繰上償還額を除く。	5, 151, 433 [5, 151, 433]	5, 197, 052 [5, 197, 052]	5, 442, 338 [5, 442, 338]	5, 667, 179 [5, 667, 179]	5, 931, 584 [5, 866, 409]
イ	準元利償還金 公営企業会計出資金等 一部事務組合負担金 債務負担行為額	1, 603, 411 [1, 595, 216]	1, 741, 097 [1, 716, 656]	1, 790, 569 [1, 764, 022]	1, 825, 879 [1, 785, 624]	1, 830, 797 [1, 793, 840]
ウ	元利償還金・準元利 償還金に係る基準財 政需要額算入額	5, 332, 633 [5, 332, 633]	5, 495, 962 [5, 495, 962]	6, 003, 312 [6, 003, 312]	5, 725, 236 [5, 725, 236]	5, 525, 671 [5, 525, 671]
工	標準財政規模	26, 862, 612 [26, 862, 612]	26, 675, 421 [26, 675, 421]	26, 871, 006 [26, 871, 006]	27, 523, 947 [27, 523, 947]	27, 981, 343 [27, 981, 343]

(単位:%)

	区 分	Н29	Н30	Н31	R2	R3
オ	実質公債費比率	6. 60572	6.80937	5. 89234	8. 10975	9. 96056
	(単年度)	[6. 56766]	[6.69397]	[5. 76512]	[7. 92509]	[9. 50574]
力	実質公債費比率	7. 0	6. 7	6. 4	6. 9	7.9
	(3か年平均)	[7. 0]	[6. 7]	[6. 3]	[6. 7]	[7.7]

(注1) [ ]は,修正前の数値

【参考】H27 実質公債費比率(単年度)7.74810, H28 実質公債費比率(単年度)6.85688

#### ○修正原因(詳細)

平成 29 年度に水道事業会計へ統合された簡易水道事業に係る繰出基準(高料金対策)等,一部の繰出基準額が各年度に計上されていなかったことにより,イ 準元利償還金が過少となっていたため。

令和3年度については、地方債の元利償還金に対する特定財源に計上誤りがあった ことにより、ア 地方債の元利償還金(公債費充当一般財源額)が過少となっていた ため。

#### 【算定方法】

才 実質公債費比率 (単年度) =

- ア 地方債の元利償還金 + イ 準元利償還金 -
  - ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- 工 標準財政規模 -
  - ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

#### 6 将来負担比率

市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額 (将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(単位:千円)

	区 分	H29	Н30	Н31	R2	R3
1)	一般会計等に る地方債の現 高	63, 974, 032	66, 359, 170 [66, 359, 170]	66, 735, 879 [66, 735, 879]	68, 236, 881 [68, 236, 881]	65, 268, 414 [65, 268, 414]
2	債務負担行為 基づく支出予 額	93, 200	53, 920 [53, 920]	291, 555 [291, 555]	268, 232 [268, 232]	238, 728 [238, 728]
3	一般会計等以 の特別会計に る地方債の償 に充てるため 一般会計等か の繰入見込額	係 還 <u>19,634,695</u> の [19,591,576]	20, 365, 634 [20, 225, 730]	20, 600, 893 [20, 371, 320]	19, 793, 651 [19, 476, 757]	19, 599, 341 [19, 270, 506]
4	組合等が起こ た地方債の償 に係る地方公 団体の負担見 額	選 121,087 共	117, 024 [117, 024]	110, 328 [110, 328]	101, 463 [101, 463]	100, 451 [100, 451]
5	退職手当支給 定額に係る一 会計等負担見 額	般 5,500,025	5, 010, 162 [5, 010, 162]	4, 335, 108 [4, 335, 108]	4, 297, 504 [4, 297, 504]	5, 045, 053 [5, 045, 053]
6	設立法人の負 の額等に係る 般会計等負担 込額	<u> </u>	0 [0]	0 [0]	0	0 [0]
7	連結実質赤字符	頁 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0
8	組合等の連結 質赤字額に係 一般会計等負 見込額	る 0	0 [0]	0 [0]	0	0 [0]
計	(①~8) P 将来負担額	89, 323, 039 [89, 279, 920]	91, 905, 910 [91, 766, 006]	92, 073, 763 [91, 844, 190]	92, 697, 731 [92, 380, 837]	90, 251, 987 [89, 923, 152]

9	地方債の償還額					
	等に充当可能な	13, 290, 405	13, 287, 838	12, 985, 271	12, 633, 903	13, 345, 821
	基金の残高の合	[13, 290, 405]	[13, 287, 838]	[12, 985, 271]	[12, 633, 903]	[13, 345, 821]
	計額					
10	地方債の償還額	8, 218, 914	8, 301, 756	8, 322, 055	8, 562, 833	8, 910, 358
	等に充当可能な			[8, 322, 055]		
	特定の歳入	[8, 218, 914]	[8, 301, 756]	[0, 322, 099]	[8, 562, 833]	[8, 910, 358]
11)	地方債現在高等					
	に係る基準財政	60, 162, 838	62, 434, 794	61, 779, 871	62, 319, 740	60, 013, 655
	需要額算入見込	[60, 162, 838]	[62, 434, 794]	[61, 779, 871]	[62, 319, 740]	[60, 013, 655]
	額					
計	(9~ <u>(1)</u> )	81, 672, 157	84, 024, 388	83, 087, 197	83, 516, 476	82, 269, 834
1	充当可能財源等	[81, 672, 157]	[84, 024, 388]	[83, 087, 197]	[83, 516, 476]	[82, 269, 834]
ъ	標準財政規模	26, 862, 612	26, 675, 421	26, 871, 006	27, 523, 947	27, 981, 343
	小十八人外人	[26, 862, 612]	[26, 675, 421]	[26, 871, 006]	[27, 523, 947]	[27, 981, 343]
工	元利償還金·準					
	元利償還金に係	5, 332, 633	5, 495, 962	6, 003, 312	5, 725, 236	5, 525, 671
	る基準財政需要	[5, 332, 633]	[5, 495, 962]	[6, 003, 312]	[5, 725, 236]	[5, 525, 671]
	額算入額					

(単位:%)

	区 分	H29	Н30	Н31	R2	R3
オ	将来負担比率	35. 5 [35. 3]	37. 2 [36. 5]	<u>43. 0</u> [41. 9]	42. 1 [40. 6]	35. 5 [34. 0]

(注1) [ ]は,修正前の数値。

#### ○修正原因(詳細)

平成 29 年度に水道事業会計へ統合された簡易水道事業に係る繰出基準(高料金対策)等,一部の繰出基準額が各年度に計上されていなかったことにより,③一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額が過少となっていたため。

#### 【算定方法】

> ウ 標準財政規模 - エ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額

### 修正を行う場合の手続①

#### 修正までの流れ

N年 3月末	N年 5月末		N年 9月頃			
当該年度の終了	始 出納整理期間終了 算定開	監査委員の審査	・ 都道府県 総務大臣に報告・ 議会に報告 公表	公表国及び都道府県で取りまとめ	誤りが発覚	修正手続

## 修正を行う場合の手続②

#### 修正の必要性とその流れ

決算の認定において、決算認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、長は決算内容を修正の上再び議会の認定に付することができると解する(昭和28.7.7 行実)。

財政指標についても、議会への報告、公表の後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画等を策定し地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を修正の上、監査委員の審査に付しその意見とともに再び議会に報告し、公表を行うべき。

参考 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抄)

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 2 (略)

- 3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長にあっては総務大臣に、指定都市を除ぐ市町村(第二十九条を除き、以下「市町村」という。)及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 6~7 (略)